

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会

令和2年3月4日午後2時から農林水産省三番町会議所（東京都千代田区）において、植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会が開催された。意見を聞こうとする事項は次のとおり。

①検疫有害動植物の指定の見直し（施行規則別表1関係）、②輸出国で栽培地検査の対象とする地域及び植物の見直し（別表1の2関係）、③輸入の禁止の対象とする地域の見直し（別表2関係）、④輸出国での植物検疫措置（処理、精密検定及び指定検査等）の対象とする地域及び植物の見直し（別表2の2関係）、⑤輸入検疫措置の対象から除外する有害動植物（非検疫有害動植物）の見直し（施行規則別表一の第一の二の項及び二の二の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動植物及び有害動植物を指定する件関係）、⑥廃棄、消毒等処分の対象とする検疫有害動植物の見直し（輸入植物検疫規程別表2及び別表3関係）、⑦アメリカ合衆国産くるみの核子の品種制限の撤廃（施行規則別表2及び関係告示関係）。

主な改正点は次のとおり。検疫有害動植物が現行の1,017種から1,021種に変更。ハマキガの一種 (*Pammene fasciana*) や *Tomato*

brown rugose fruit virus 等の追加、*Helix aspersa* 等を削除し、非検疫有害動植物に指定。非検疫有害動植物が現行の443種及び5属に65種が追加され、508種（有害動物434種、有害植物74種）及び5属となる。主な追加種は、ガイマイツツリガ、ワタノメイガ、クサギカメムシ、キスジノミハムシ、ブドウフレックウイルス等。輸出国での栽培地検査の対象とする検疫有害動植物（トマトキバガ等）、輸入禁止の対象とする地域及び植物の見直し（ミカンコミバエ種群、火傷病菌、カンキツグリーンニング病菌）等の提案。米国产くるみについては、CT値モニタリング方式を導入（品種制限を撤廃）し、品目解禁とするもの。

公聴会では公述人4名から意見が述べられ、議長から公聴会とパブリック・コメントに寄せられた意見等を踏まえ、今後、手続を進める旨の説明があった。

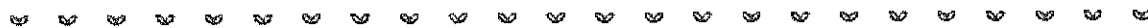


公益目的支出計画の変更認可許可書を受領

第8回定時社員総会において承認された公益目的支出計画の変更（完了予定年月日の延長）について、令和元年12月2日、内閣府に対し認可申請を行った。

その結果、内閣府から当協会花島会長あての認

可書（令和2年2月10日付け府益担第117号）を受領した。これにより、完了予定年月日が従来の令和3年3月31日から令和5年3月31日に変更された。



令和元年度植物検疫全国研修を開催

令和2年2月4日（水）、ナチュラルク神田北口駅前店（会議室）において、会員の役職員等67名が参加し、今年度の全国研修が開催された。講演者と講演内容は次のとおり。

1. パナナパナマ病の動向

東京農工大学教授 有江 力 氏

講演では、①バナナの病害、②土壌伝染性、③バナナパナマ病とレース TR-4、④フザリウム病の特異検診について説明があった。特に、病原菌 (*Fusarium oxysporum* f. sp. *cubense*) によるパナマ病と同菌のレース TR-4 により新パナマ病の解説と検診方法、トマト萎凋病菌 (*F. oxysporum* f. sp. *lycopersici*) やエンドウ萎凋病菌 (*F. oxysporum* f. sp. *pisi*) のレース識別や特異的検出法について解説があった。また、病原菌のゲノム解析の結果、バナナパナマ病菌の多様性が明らかとなり、それらの情報はバナナ生産地での本病検診に役立てられている。

2. 種苗業界を巡る最近の状況について

(一社)日本種苗協会 (株)サカタのタネ

品質管理部長 長谷川 睦己 氏

講演では、①種子伝染性病害に対する種苗業界の取り組み、②種子病理検査の国際平準化、③各国における輸入検疫の強化(日本からの輸出困難事例)、④海外及び日本の輸出検疫への検査対応等について解説があった。

3. 植物防疫所における輸入植物検疫対応について(最近の話題)

横浜植物防疫所業務部長 森田 富幸 氏

講義では、①法令遵守の厳格化(検査証明書添付義務化、罰則適用の厳格化)、②植物防疫法施

行規則(省令)改正、③東京2020オリンピック・パラリンピック、④国際植物防疫年(IYPH)2020について解説。特に、東京2020オリパラ対応では、優先カウンターの設置、競技馬の餌の輸入検疫、ホテルシップ等について説明があった。

4. 植物検疫を巡る最近の状況

農林水産省消費・安全局植物防疫課

課長補佐 皿海 宏樹 氏

講義では、①動植物検疫の概要(輸入、輸出)、②植物の輸出入の解禁について、③輸入植物検疫の対象病害虫の指定等(2020年1月9日SPS通報)案について、④検査証明書の添付を要する・不要とする植物の見直しについて、⑤検疫くん蒸剤に係る今後の対応について、⑥国際植物防疫年2020について解説があった。特に、検疫くん蒸剤の今後の対応、臭化メチルにおける畜産物に対する安全の確保への対応等について説明があった。



写真 全国植物検疫研修の様子

平成31年度輸出国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の概要

当協会は平成31年4月1日に農林水産省と業務委託契約を結び、同日から本サポート事業を実施してきたところです。令和2年3月19日に本事業が終了したことから、事業活動の概要をお知らせします。

1. 専門家の募集

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行った。

2. 専門家の委嘱

応募者については専門家選定委員会に諮った後、全植検協会会長名の委嘱通知を交付し、専門家登録(200名)を行った。

3. 相談窓口

相談窓口は、各ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄)に少なくとも1ヶ所以上とし、平成30年度に開設した全国20ヶ所の相談窓口を継続設置した。

4. 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレット及び外国人旅行者等に農産物を手土産として持ち帰ってもらうためのリーフ

レットを作成し、平成31年4月、農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、サポート専門家、当協会会員等に配布した。その後、自治体や地域協会から追加配布要請があったことから、その都度配布を行った。また、本事業の活動をより多くの方に知ってもらうため、雑誌「技術と普及」(9月号)及び雑誌「種苗界」(10月号)に本事業の紹介記事を掲載した。

5. 専門家による技術的サポートの実施

輸出産地カルテの作成状況：生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は368件、作成した輸出産地カルテは合計238件であった(2月29日現在)。

(1) 相談者の傾向：相談者は輸出者92件が最も多く、次いで生産者62件、自治体等33件であった。この3者で全体の79%を占めた。

(2) 輸出先国の傾向：輸出先国はアジア160件が最も多く、次いでEU26件、北米・南米22件であった。アジアの中では、台湾36件、タイ31件、ベトナム30件、中国29件及び香港25件向け相談が多かった。アジア向けに占める割合は、これまで58%(H29年度)、56%(H30年度)と推移してきたが、今年度も60%とほぼ同じ傾向が見られた。

(3) 輸出品目の傾向：輸出品目では、生果実(リンゴ、モモ、ナシ、ミカン、ブドウ、カキ、マンゴウ等)95件、野菜(イチゴ、メロン、ミニトマト、レタス、ホウレンソウ等)94件、栽植用植物(イヌマキ、キリシマツツジ、クレマチス等)24件の3品目で全体の78%(213件)を占めた。

(4) GFPとの連携：平成31年4月以降、農林水産省から、農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)への協力要請が21件あり、40名の専門家が現地診断に同行し、植物検疫条件や残留農薬基準等について説明を行った。

6. 各種イベントにおけるサポート事業の実施

(1) 「GFP超会議 in 大阪」(グランフロント大阪)、令和元年10月30日(水)、グランフロント大阪において開催された標記イベントにおいて、リーフレット約100枚を配布するとともに会場内に相談窓口を設け、輸出相談対応を行った。

(2) 「野菜・果実ワールド」(東京ビックサイト)：令和元年11月20-21日、東京ビックサイトでの「野菜・果実ワールド」においてサポート専門家が中心となり、リーフレット約260枚

を配布するとともに、農産物の輸出相談約18件に対応した。

(3) 「第3回“日本の食品“輸出EXPO」(幕張メッセ)：令和元年11月27-29日、幕張メッセでの「輸出EXPO」において、サポート専門家が中心となり、3日間で約450枚のリーフレットを配布するとともに、62件の輸出相談に対応した。

(4) 「GFP超会議2020 in Tohoku」(コラッセふくしま)：令和2年1月17日、福島県福島市において開催された本イベントに参加し、ワークショップでの意見交換、全体セッションでの情報収集及び交流会で事業説明やリーフレット配布を行った。

7. 試験・講習会等の実施

(1) 中国向けイヌマキの輸出に関する実証試験：平成31年1月、土付き状態での輸出が規制されたことから、サポート専門家が中心となり土壌除去に係る実証試験を実施した。また、土壌を除去した樹が輸送期間中(輸出を想定し1-2ヶ月間根巻状態で養生)に枯れずに活着するかどうかを確認するための試験を行い、それらの結果を関係者に普及するため、講習会(久留米、千葉)を実施した。

(2) 臭化メチルくん蒸に対する切り花の障害耐性確認試験：輸出前消毒(臭化メチルくん蒸等)を求めている輸入国への切り花輸出を計画している関係者からの相談を受け、品目(品種)別のくん蒸による障害を調査するため、「臭化メチルくん蒸に対する切り花の障害耐性確認試験」を実施した。

8. 事例集の作成

サポート専門家の協力を得て、17事例を収集し事例集を作成。その構成は、専門家を派遣した経緯、産地の課題、輸出先国の規制等、専門家による技術的サポートの実施状況及び実施後の状況等と現地での写真を掲載した。

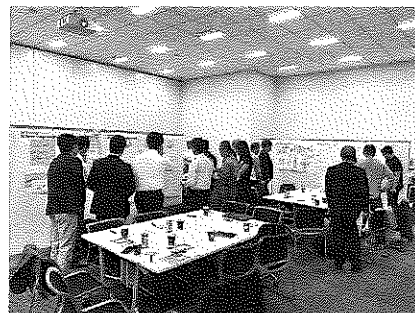


写真 GFP超会議(大阪)ワークショップの様子

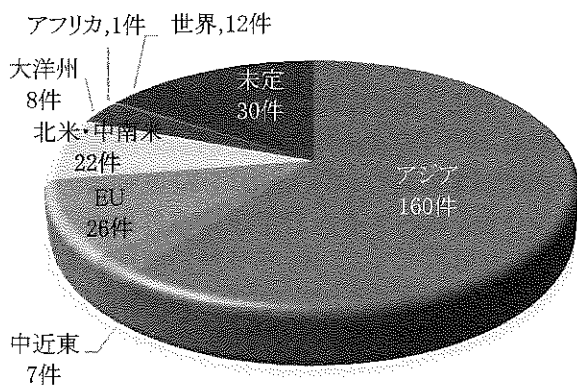


図 相談のあった輸出先国別の件数



写真 トマト栽培施設内での説明の様子

第24回理事会の開催見送り —新型コロナウイルスの影響で書面決議に変更—

令和2年3月13日(金)に開催を予定していた第24回理事会については、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み開催を見送り、書面決議に変更した。決議事項は、第1号議案令和元年度事

業報告及び決算報告(見込み)に関する件、第2号議案令和2年度事業計画及び収支(増減)予算書(案)に関する件。両提案は全理事及び監事により承認された。

令和2年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業を落札

本事業については、令和2年2月12日に入札公告が行われたことから、当協会は提案書等を準備し、農林水産省に関係書類を提出した。3月18日に開札が行われ、当協会が本事業を落札した。本事業は、植物検疫、病虫害防除、流通・販売など幅広い分野の専門家から構成される産地への技術的支援体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的支援を行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及

を促進することを目的として、本事業を行うこととしている。本事業の実施内容は、①専門家リストの整備、②相談窓口の設置、③インターネットサイトの運営、④産地等の現状把握の実施、⑤専門家による技術的支援の実施、ア技術的支援の実施、イ課題解決支援事業の実施、ウ専門家による情報収集、⑥事例集・技術資料の作成等。事業の実施期間は、令和3年3月17日(水)まで。当協会は、これまでの3年間取り組んできたサポート事業の経験を活かし、本事業に取り組むこととしている。

事務局便り

- | | |
|-------------|--|
| 令和2年5月7日(木) | 会計監査(神田事務所) |
| 同年5月中旬 | 第25回理事会(書面決議) |
| 同年6月18日(木) | 第26回理事会(ホテルラングウッド、14時~)及び
第9回定時社員総会(同、15時~) |